

( ) 休 止 報 告 書  
 廢 止

(クレーン則第48条、第52条、第89条、第93条、第133条、第137条、第167条、第171条、第201条及びゴンドラ則第32条、第36条関係)

種 類 及 び 型 式		つり上げ荷重 又は積載荷重	t
検 査 証 番 号	第 号		
事 業 の 所 在 地			
事 業 の 名 称			
休止又は廃止の理由			
検査証の有効期間	年 月 日まで	廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		

年 月 日

報告者



労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の( )内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラの別を記入し「休止」又は「廃止」のうち該当しない文字を消すこと。
- 2 「検査証の有効期間」の欄には、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 3 「廃止年月日」の欄は、廃止の場合のみ記入すること。「休止期間」の欄は休止の場合のみ記入すること。
- 4 報告の際は、検査証を添付すること。